

日本語指導が必要な児童生徒への支援体制の整備



令和2年度から3年間、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等の実態に応じた指導方法や、教育委員会や学校における支援体制・指導体制の在り方について実践研究を行っています。

本リーフレットでは、推進市町の古賀市、飯塚市、苅田町の研究成果として「教育委員会を中心とした支援体制の整備」を中心に紹介します。

実践事例を参考にして、各市町村教育委員会、各学校等で、日本語指導が必要な児童生徒等の実態に応じた支援を充実させましょう。

市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会の役割として、以下のような支援・指導があります。

- (1) 「教育方針」等への外国人児童生徒等教育の明確な位置付け
- (2) 研究推進校(地域)の指定 (本県では、古賀市、飯塚市、苅田町を指定して推進を図っています。)

(3) 小学校新入学相当年齢の外国人の子供への対応

時期	実施する内容
9月頃	住民基本台帳担当部局等と教育委員会とで就学に関する情報を共有 就学時の健康診断にかかわる文書を、いろいろな言語に配慮して郵送
10月頃	居住実態がなかったり公立学校に入学しなかったりする子供の把握 就学ガイダンスの実施
11月頃	就学案内の通知文書を郵送
12月頃	入学期日等の通知文書郵送
2月頃	必要な家庭に就学案内の通知文書を郵送
3月	子供が就学時の健康診断を受診しても就学願いが未提出の保護者に対し、 就学願いの提出状況を把握

【市町村教育委員会の働きかけ(例)】

(4) 外国人の子供が編入する場合の対応



上記の外国人の子供が編入する流れが、常に円滑に行われるような状態にすることが大切です。そのために、それぞれの担当で行うべきことを明らかにし、連携体制を構築する必要があります。

(5) 市町村としての受入れ体制づくり

各市町村の状況に応じた受入れ体制として、次のAからCの方法があります。

A: 拠点校を設置する

A 指導を行うための「拠点校」を設置し、日本語指導が必要な児童生徒が通級等を行うケース

B: 日本語指導担当教師による巡回指導を行う

B 外国人児童生徒等担当教員を配置する「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校以外の学校への巡回指導を行うケース

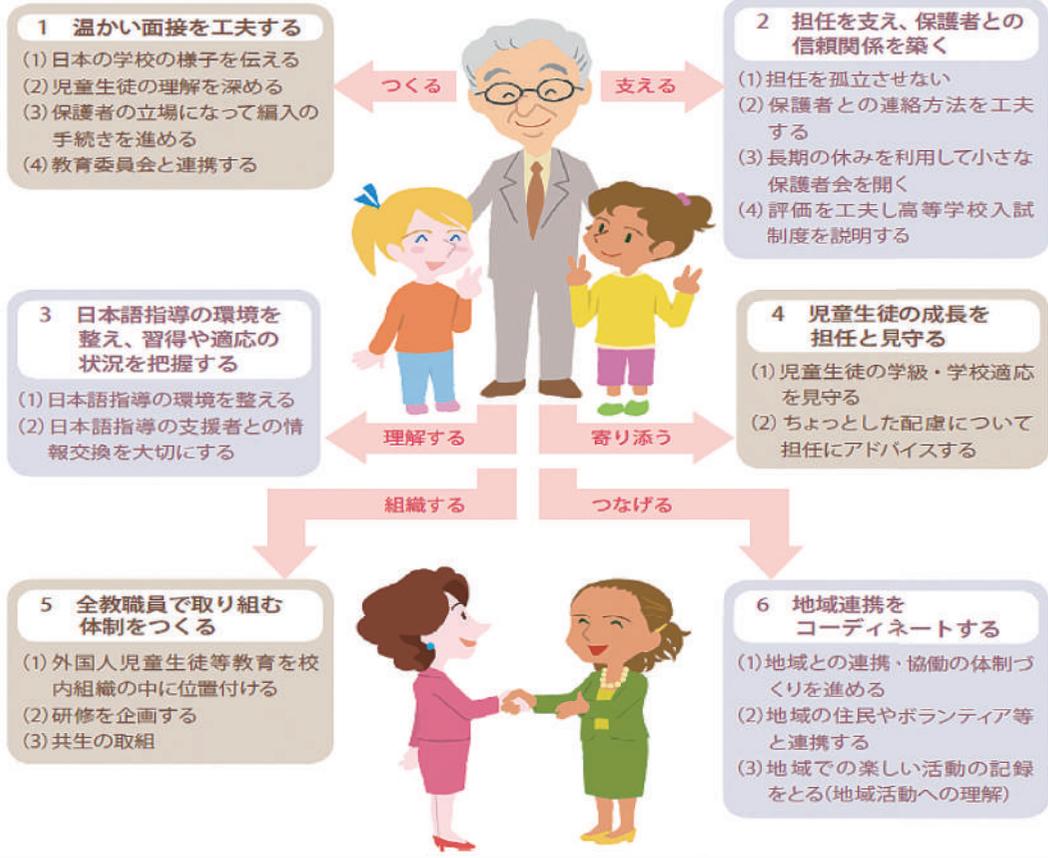
C: 各学校で取り組む

C 外国人児童生徒等担当教員を学校に配置し、担当教員が配置校で指導を行うケース

指導が必要な児童生徒の成長によって柔軟に活用するという視点が必要です。

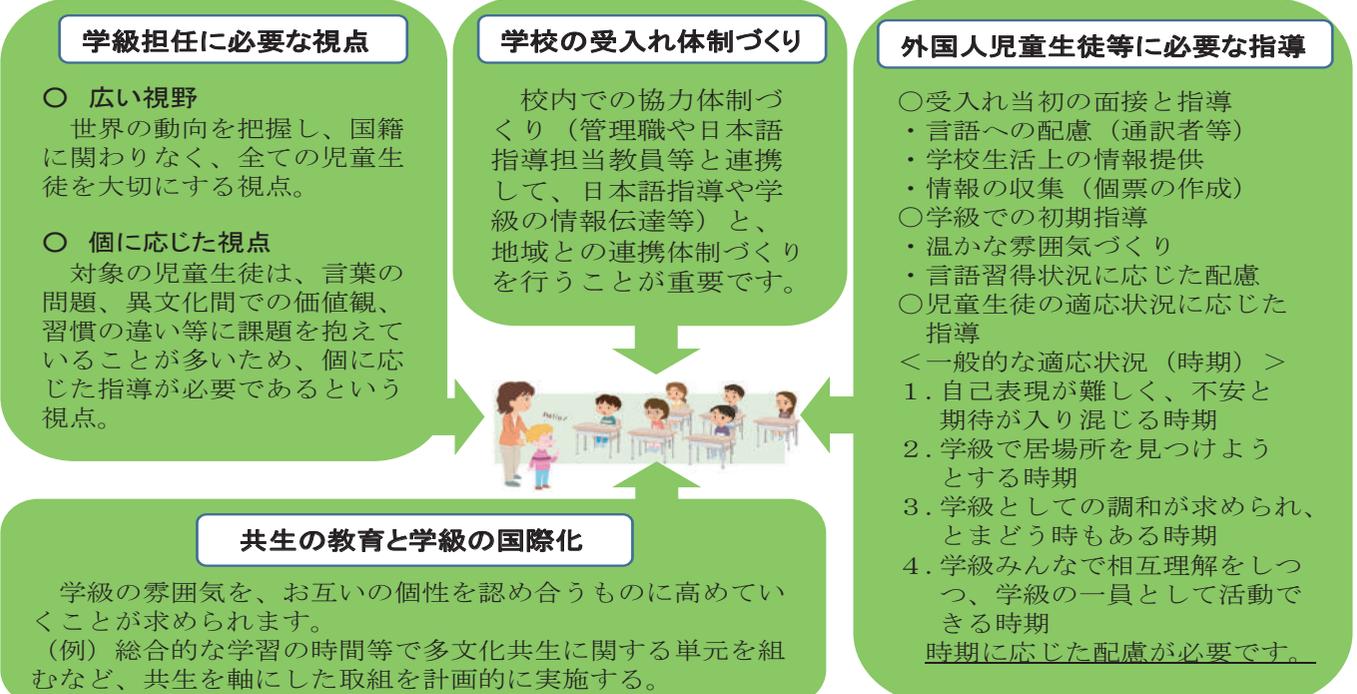
学校管理職の役割

管理職が明確なビジョンをもち、リーダーシップを発揮することで、子供たちも先生も、元気に楽しく学校生活を送ることができます。

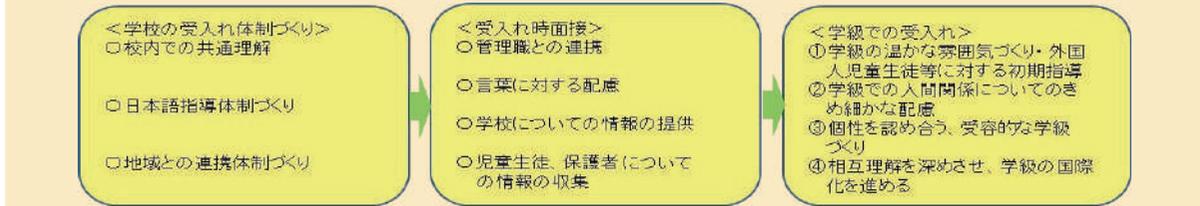


在籍学級担任の役割

学級担任として外国人児童生徒等を学級に受け入れることは、在籍学級の児童生徒にとっても成長できるチャンスであり、学級を豊かにしてくれることと捉え、指導しましょう。



受入れ全体の流れを把握し、段階にあった適切な指導ができるように意識しましょう。



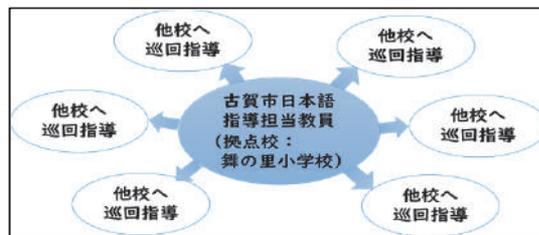
【外国人児童生徒等の受入れの流れ（例）】

古賀市教育委員会の取組

組織的な支援体制の構築

日本語指導を必要とする児童生徒が最も多い小学校を拠点校とし、拠点校在籍の日本語指導担当教員が、他の小・中学校に巡回指導する体制をとっています。

また、日本に入国1年未満かつ入学までに日本語指導を受けていない児童生徒を対象に、学校からの要望に応じて、市費での日本語指導講師を派遣しています。



運営協議会や連絡協議会を年間計画に位置付けて実施しています。

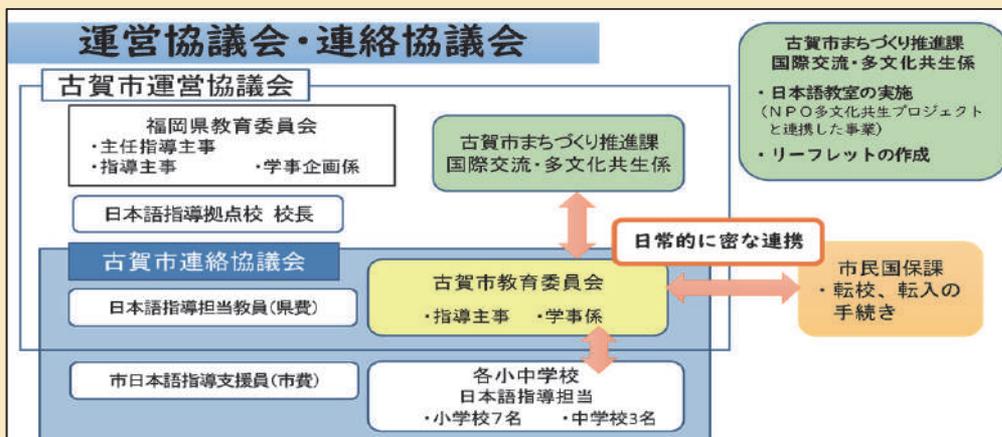
3月までに、来年度の日本語指導体制について共通理解を図ることで、日本語指導が4月からスムーズに開始できるようにしています。

	時期	運営協議会・連絡協議会	古賀市日本語指導担当教員	各小中学校		
Do 実施	始業式前		各小中学校との連絡調整	日本語指導担当教員から全職員へ周知		
	4月～		児童生徒への日本語指導	児童生徒への日本語指導		
	6～7月	運営協議会 ・取組概要説明 ・課題分析 ・充実に向けて			・在籍学級担任との面談	・日本語指導担当との面談
	10月				・必要に応じて保護者との面談	・必要に応じて保護者との面談
Check 評価	1～2月	連絡協議会 ・来年度の日本語指導体制について	・在籍学級担任との面談	・日本語指導担当との面談		
Action 改善	3月		・来年度体制の確認	・来年度体制の確認		
Plan 計画						

【年間の指導体制の流れ】

古賀市教育委員会では、市民国保課やまちづくり推進課国際交流・多文化共生係と「日常的に密な連携」を図っています。

この連携によって、保護者対象の日本語教室や編入予定の児童生徒の状況等の情報を小・中学校に提供する等の、きめ細かな支援につながっています。

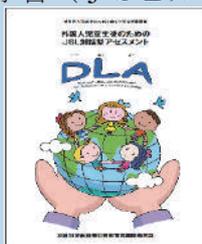


【運営協議会・連絡協議会】

日本語指導の充実に向けて

【「特別の教育課程」による日本語指導の実施】

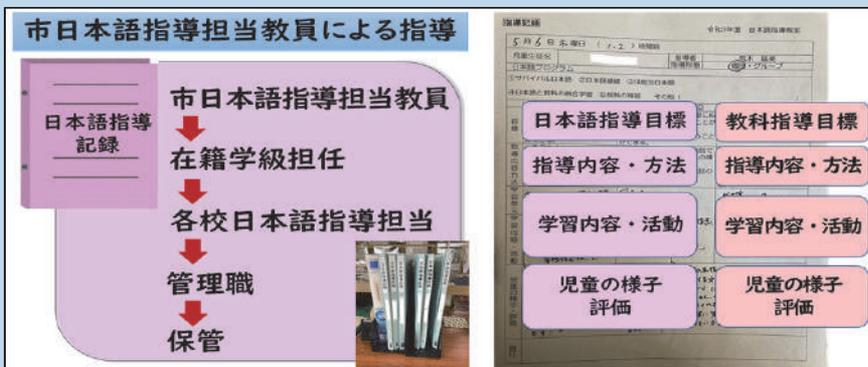
JSL対話型アセスメントDLAを実施し、「特別の教育課程」による日本語指導を実施しています。日本語と教科の統合学習（JSLカリキュラム）を実施し、児童の日本語の力に合わせた支援を行っています。



【日本語指導の記録簿】

記録簿を活用し、日本語指導の学習内容や児童生徒の様子や評価の状況を共有しています。

記録簿を活用し、情報共有を丁寧に行うことで、各校での組織的な日本語指導につながっていきます。



飯塚市教育委員会の取組

組織的な支援体制の構築

飯塚市では、平成23年度から拠点校を配置し、日本語指導を行っています。現在の拠点校は、飯塚市立飯塚鎮西小学校です。拠点校在籍の児童生徒は在籍している各学級から日本語指導教室へ通級し、兼務校の児童生徒には巡回指導をする体制をとっています。



飯塚市では『指導教室の手引き』を作成し、年度初めに、学校に説明・配布をすることで、日本語指導教室への入級等がスムーズに行うことができるようにしています。

手引きには、日本語指導教室の入級・退級の手続やその様式、日本語指導教室についてのQ&A等が示されています。

日本語を学ぶ児童生徒へきめ細かな支援を行うために、教育委員会と学校、日本語指導担当者との連携を図る場として、年間3回の連絡協議会を実施しています。

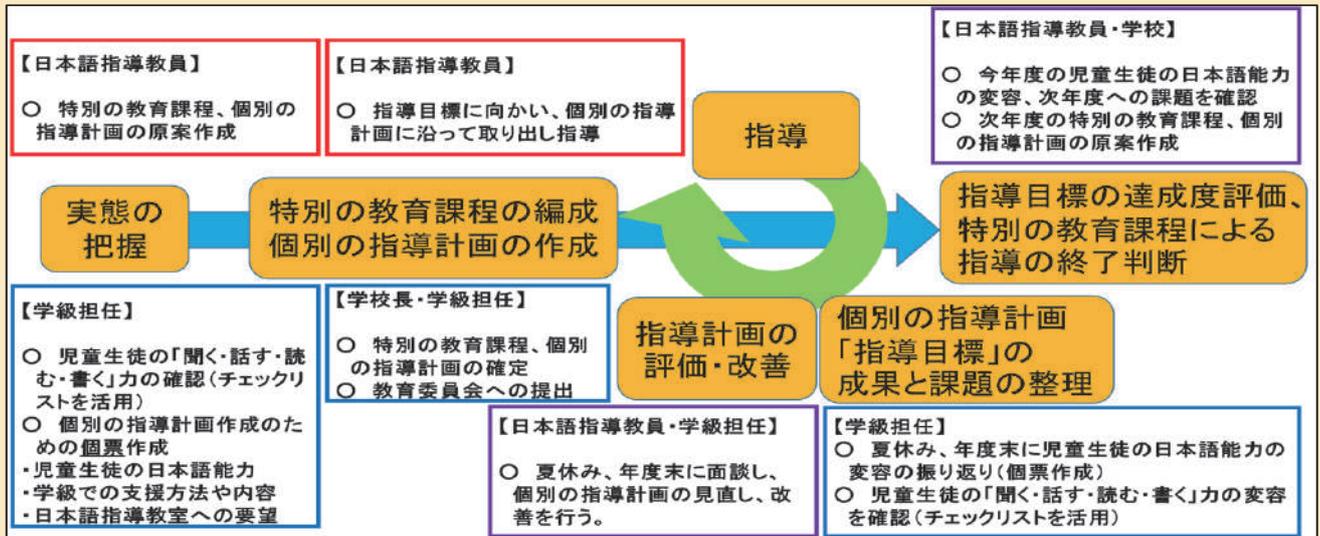
参加者は、在籍児童生徒の学校長と在籍学級担任1名です。8月には在籍学級担任対象の研修会も実施しました。



第1回連絡協議会の内容

- 今年度の取組について
- 特別の教育課程、個別の指導計画の流れの確認
- 「外国人児童生徒受入れの手引き」配付
- 小学校・中学校に分かれて協議
 - ・各学校での現状や課題
 - ・日本語指導教室の運営についての要望

個々の児童生徒の日本語能力に応じた指導を行うために、巡回指導を行っている日本語指導教員と各学校が連携して「特別の教育課程」及び「個別の指導計画」を作成する仕組みを整えました。



【「特別の教育課程」及び「個別の指導計画」作成の流れ】

日本語指導の充実に向けて

【日本語指導教員による「取り出し指導」】

27名の児童生徒に週1～2回実施しています。個別指導の他に、日本語能力が同程度の子どもを二人取り出して指導を行うこともあります。



児童生徒の実態に応じ、タブレットやポCKET等を活用して指導を行っています。

【担任との交換ノート】

日本語指導教員や支援員が、指導の際の学習状況の報告や、一斉指導で児童生徒にとって理解が難しかったことについて、ノートを通して担任と情報を共有することで、次の指導への改善につなげていきます。

【日本語指導教員による「入り込み指導」】

18名の児童生徒に週1～3回実施しています。児童生徒の日本語能力の実態に応じて、数時間連続して支援を行うこともあります。



授業中の支援だけでなく、関わりの中で分かった児童生徒の悩みや困りごとを学級担任につなぎ、担任と連携して支援しています。



【担任との交換ノート】

- 学習内容
- 頑張っていたこと
- 気になったこと
- 気づいたこと
- 日本語指導教員 毎時間
- 日本語指導支援員 毎週1回

○〇さんが困っていることが今日は2つありました。1つ目は、友達とうまくコミュニケーションが取れなくて困っていること。正しい日本語で伝えたいという思いから、口数が少なくなってしまうそうです。2つ目は、自転車に乗りたけれど、中国で乗ったことがないから乗れないそうです。

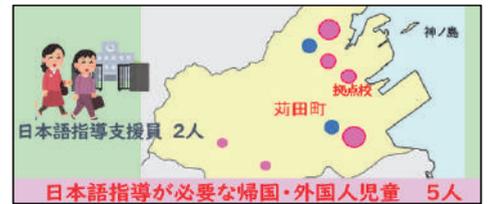
貴重な情報をありがとうございました。友達とのコミュニケーションの様子を注意して見ていこうと思います。授業中は、分かるときは大きくうなずき、分からないときは首を大きく横に振って教えてくれるようになりました。今日もよろしくお願ひします。



苅田町教育委員会の取組

組織的な支援体制の構築

苅田町にある小・中学校のうち、令和3年度に日本語指導が必要な児童生徒が在籍しているのは小学校4校です。そのうちの1校を拠点校として、日本語指導支援員2人が各校を巡回して、5人の指導を行っています。支援員は、苅田町が学校教育活動支援員として雇用しています。



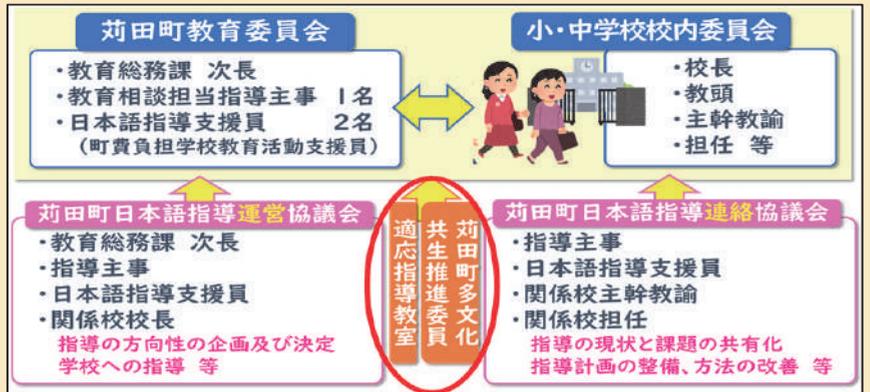
二つの協議会を位置付けて、日本語指導を推進しています。

日本語指導運営協議会では、指導の方向性の企画・決定等を教育委員会、日本語指導支援員と関係校校長が検討します。

日本語指導連絡協議会では、指導の現状と課題の共有化、具体的な指導計画の整備や方法の改善について、教育委員会指導主事、日本語指導支援員と関係校主幹教諭、担任が検討します。

また、教育委員会と関係校だけでなく、苅田町多文化共生推進委員や適応指導教室と連携して、家庭支援を行う仕組みを整えています。

教育委員会の担当指導主事が、学校、役場内の他課との連携の窓口となり、町全体の日本語指導をコーディネートする役割を担っています。



【運営協議会・連絡協議会】

指導主事の役割

- ① 日本語指導を希望する児童生徒の募集 (町内校長会等)
- ② 当該児童生徒の実態把握 (学校訪問)
- ③ 指導時間数及び指導方法の決定 **運営協議会**
- ④ 日本語指導支援員の配置決定 **運営協議会**
- ⑤ 日本語指導支援員・学校との連携 **連絡協議会**
- ⑥ 当該児童生徒の学習の様子を確認 (学校訪問)
- ⑦ 成果と課題の共有 **連絡協議会** **運営協議会**

【担当指導主事の役割】

日本語指導の充実に向けて

【学校における指導体制】

支援員同士の打ち合わせを時間割に位置付け、定期的を実施することで、支援員が安心して指導へ向かうことができるようにしています。

日本語指導の実施、授業のサポート、教育相談、保護者への対応					
支援員① (日本語教師養成課程修了)			支援員② (退職教師)		
曜日	午前	午後	午前	午後	
月	A小学校 A児	打ち合わせ	C小学校 C児	打ち合わせ	
火				A小学校 A児	
水	A小学校 A児	B小学校 B児			
木	A小学校 A児			D小学校 D児・E児	
金	A小学校 A児				

巡回指導を行う学校では、校長や主幹教諭、担任と支援員による校内委員会を行い、学校における日常的な指導体制の構築を図っています。



校内委員会での取組内容

- 推進に係る連絡調整 (指導内容、方法、学習の進捗状況の確認等)
- 情報の収集、共有
- 個別の指導計画及び日常の記録の作成

【個別の指導計画】

3つの様式で、児童生徒の指導記録を残し、学校と教育委員会が情報を共有する体制を整えています。中学校卒業後までを見通した指導計画を検討し、小学校から中学校、高等学校へのスムーズな引き継ぎをすることができます。

様式1 児童生徒に関する記録

国籍 入国年月日
家族構成
家族内使用言語
生育歴・学習歴
進路希望

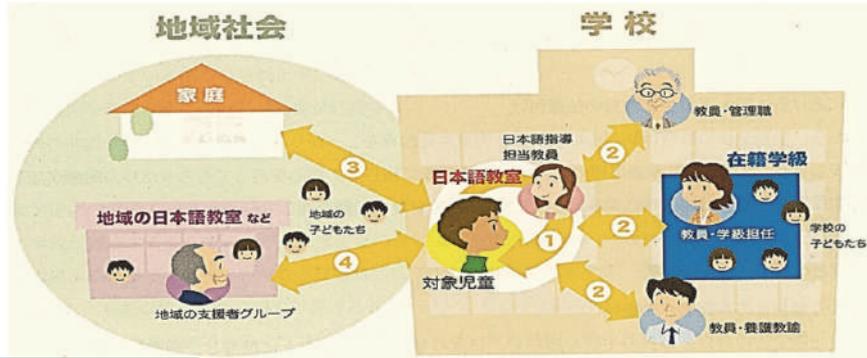
様式2 指導内容実施計画

① サバイバル日本語
② 日本語基礎
③ 技能別日本語
④ 日本語と教科の統合学習
⑤ 教科の補習

様式3 指導に関する年間記録

年度当初の日本語力
1年間の指導目標
生活の様子
月ごとの日本語学習内容
指導内容、方法の評価
学習状況の評価

日本語指導担当教師の役割



① 児童生徒への教育活動

○ 指導・支援

生活面の適応、日本語指導、教科指導等の指導や支援を行います。指導計画を作成し、実施します。在籍学級以外で行う「取り出し指導」と在籍学級の授業中に支援する「入り込み指導」があります。

○ 「居場所」を広げるための支援

日本語指導教員には、周囲に児童生徒の状況を伝える「代弁者」としての役割があります。児童生徒が周囲との関係を築き、居場所を広げるための支援を行います。

② 校内の連携・共通理解

○ 学級担任との連携

連携によって、学習面で内容に関連付けたり、連続性を持たせたりできます。生活面でも、一貫した教育的対応をすることができます。

○ 他の教職員との情報共有

児童生徒に接する教職員と情報を共有することで、全教職員にとって、より教育的な対応方法を考えるヒントになります。

○ 学校における外国人児童生徒等教育の位置付け

学校全体の教育体制の中に、外国人児童生徒等教育を位置付けることの重要性を、日々の活動を通して伝えることが大切です。

③ 家庭との連携・共通理解

○ 外国人児童生徒等の保護者への連絡

保護者は日本の学校生活について理解できないことが多いので、日本の学校教育のシステムと保護者の持つ学校の概念や教育観との違いについて話し合い、共通理解が持てるようにします。

○ 学校と日本人保護者との関係づくり

保護者が参加する教育活動では、通訳者を配置するなどして参加しやすい環境を作りましょう。また、日本人の保護者との横のつながりを持つことで、安心して学校に来ることができるでしょう。

④ 外部機関・地域との連携・共通理解

○ 教育委員会の担当者などとの連絡

管理職を窓口にも、外国人児童生徒等に対する日本語指導の要否や、支援者や通訳者の派遣依頼等について計画立案が必要です。

○ 学校間の連携・協力

他校の担当者と情報交換や実践の共有化をしてネットワークを築くことが重要です。進学等の問題に対応するためにも、校種を越えた連携・協力が必要です。

○ 地域との関係づくり

地域社会と学校が連携することで、外国人児童生徒等の学習はより充実したものになります。また、地域内の外国人住民との関係づくりという点でも、良い効果が期待できます。

本リーフレットは「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」

(2019年3月文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)をもとに、作成しています。以下に日本語指導に参考となる資料や情報検索サイトを示します。

○ 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント DLA」

(文部科学省初等中等教育局国際教育課)

○ 文部科学省 情報検索サイト・関連HP

・「かすたねっと」

・「CLARINETへようこそ」

・外国人児童生徒等の教育に関する教職員・支援者向け研修動画

・外国人児童・保護者向け動画「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

